

平成 29 年度 第 1 回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開催日時	平成 29 年 5 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分から
開催場所	第二庁舎 8 階 会議室 282
委員出席者	12 名 (欠席委員 3 名 飯島富士雄委員、塚田なおみ委員、西敬子委員)
傍聴者	報道機関 1 名
事務局出席者	竹内保健福祉部長 (途中参加)、矢島障害福祉課長 障害福祉課職員 10 名
公開・非公開	公開
分科会内容 (概要)	<p>1 開会 進行：矢島障害福祉課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・資料の確認 ・欠席委員の報告、過半数の委員の出席による議事成立の報告 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長あいさつは、他の専門分科会も開催されているため本会に到着次第申し上げることを報告 <p>3 自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の自己紹介に続いて職員の自己紹介 ・委員改選期のため、正副会長選出まで、議事進行を矢島課長が臨時議長を努めることを報告 ・議事の公開について説明 <p>4 議事</p> <p>(1) 会長・副会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から選出方法の提案を依頼 <p>【質疑応答】 (要旨)</p> <p>委員：事務局提案があったらお願いしたい。</p> <p>事務局：会長に長野市社会事業協会、理事長の寺田裕明氏を、副会長に、民生児童委員協議会、障害者福祉部会長の西澤忠雄氏の選任を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全会一致で事務局案を承認 ・会長、副会長席に着席 ・寺田障害者福祉専門分科会会長あいさつ ・西澤障害者福祉専門分科会副会長あいさつ <p style="text-align: right;">議長交替</p> <p>事務局：議事の途中であるが、保健福祉部長が到着したので、あいさつを申し上げます。</p> <p>竹内保健福祉部長あいさつ</p> <p>事務局：部長は本会終了まで同席することを報告</p> <p style="text-align: right;">進行：寺田議長</p> <p>(2) 第五期障害福祉計画、第一期障害児福祉計画の策定について</p>

・事務局より説明 … 資料 1

今回策定する計画は、上位計画に障害者基本計画があつて、6分野の基本的施策を目標に定めており、このうち福祉サービス部分について、提供体制の確保やサービスの見込み量を障害福祉計画、障害児福祉計画として定めるものである。

障害福祉計画は今回5回目となり、平成30年度から平成32年度までの第五期計画である。また、これまで、障害福祉計画に含めていた、18歳未満の方たちへのサービス量について別立てにして作成することになり、第一期障害児福祉計画として策定するものである。策定体制は地域自立支援協議会（長野市障害ふくしネット）の意見を聴きながら作業を進めていく。

【質疑応答】（要旨）

委員：障害福祉サービスの見込みは、拡大と新規のみの扱いか。

事務局：他は継続していく。いずれもサービス量の見込みが主。

委員：次の分科会まで、途中経過等の資料の提供はあるか。

事務局：骨子案や素案がまとまったところで資料提供したい。

委員：ユニバーサルデザインの推進イメージはどうか。

事務局：基本計画の資料がなくて申し訳ないが、公共施設等はバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使いやすい施設整備のルール作りを、交通整備では点字ブロック、段差解消、多目的トイレの推進、情報保障では、インターネットによる文書配布等を考えている。

委員：事業を実施する市の組織、一元化した組織はあるか。

事務局：庁内40課以上の関係する課で構成する基本計画庁内推進会議があり、この中に専門部会を設け検討してきたが、当事者団体の皆さんからは一元化されていないと意見をいただいている。各課に寄せられた意見を集約するためのルール作り、施設改修では構想段階から当事者団体の皆さんから意見をいただいたり、基本設計、工事中、完成内覧会等でも意見をいただくようなルール作りを始める予定である。障害福祉課が窓口となって調整し、庁内の連携を図っていきたい。

委員：集積したバリアフリーやユニバーサルデザインに関する意見を、各課連携を取って、市全体の共通の課題として次に繋がるようにお願いしたい。

委員：今後の3回、4回の分科会は、素案の説明を受ける、最終案の説明を受けるとのことだが、分科会で審議する本来の姿が見えてこない。長野市障害ふくしネットの運営部会と障害福祉課で作った案を、説明を受けてそこに意見を加味していく、承認機関では無い筈。運営部会は分科会で議論するための資料を作るところではないかと思っている。分科会の皆さんの意見が生かされるようにお願いしたい。運営部会の構成はどんな方々か。

事務局：障害ふくしネットに各部会があり市の案を説明し、検討いただき、事務局でまとめて次の案としていく作業を繰り返していく予定だが、障害福祉計画は全国で一斉に作成されるので、計画の項目を拾い上げ、サービス量を見込む。素案の段階にならないと皆様にお示しするものにならないと考えている。運営部会には当事者の皆さんや事業者の方も構成委

員となっており、意見を反映できると考えているので本日の資料のようにスケジュールを立てた。

事務局：委員の仰ることはもっともだ。中間報告、素案説明という文言を使ってしまい申し訳ない。分科会は皆さんの意見を聴きながら計画を作っていく場である。ふくしネットの運営部会の組織は関係機関の方のほか、一部の部会では外部からも自由にその場に入らせていただく形でやっているの、都合がよければご案内したいので検討させていただく。

委員：訪問介護の拡大について、対象者は65歳未満の人か。65歳に達すると介護保険サービスに移行するのか。

事務局：重い障害の人はたくさんの支援が必要。個々の状況を聞いて個々の支援計画を立てている。介護保険で足りないサービスは65歳を過ぎても障害福祉の方で支援させていただく。

委員：新しい事業が増えるということは関わる人が増える。専門性の確保をお願いしたい。法が劇的に変わってきている。差別解消法も本当に理解されているだろうか。そのための研修はやっているか、事業を支える人材を育てる辺りを提言していただけるとありがたい。

委員：合理的配慮、インクルーシブ教育、地域の中で障害のある方が豊かに暮らしていけることを施策の中に具現化できるよう盛り込んでいくことが次のステップになる。権利理解の促進では文章が載ると思うが、どんな形にしていくのか分かるような支援計画になると良いと思う。障害のある方の卒業してからの時間は長い。就労にも関わるし、地域での支援が見える形になれば良いと思う。

事務局：国では高齢者と障害者を同じイメージで考えたようだが、地域でも高齢者が増えている。難しい問題である。

委員：子どもの部分が別立てになるということは、大事なポイントであり、長くかかる子どもの支援の重要性の現れだと思う。

委員：差別解消関係はその他の見直しということか。

事務局：国の指針の一つにも障害を理由とした差別の解消がある。長野市も昨年6月から、差別解消サポートセンターを設置し、相談員を配置した。同時に障害者差別解消連絡協議会をスタートさせた。様々な分野の事業者、当事者、福祉関係者の連携により情報共有していきたい。一番力を入れていかなければならないことは、一般市民の方への啓発と考えており、心のバリアフリーが取れないと先に進まない。市民一人ひとりに差別解消の啓発をしていきたいと考えている。

委員：基本計画には権利理解の促進が入っている。ユニバーサルデザインではソフト面で情報保障との話があったが、差別解消の理解も含めていただけるとありがたい。

(2) 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

・事務局より説明 … 資料2

事務局：この補助金は昭和63年度に、障害者を保育する世帯の福祉の向上のため制定された。一定の所得制限を設け、納めた保育料の6分の1を補助するもの。国における幼児教育の無償化の取り組みにより、手帳を所持する障害児のいる世帯の

保育料は大幅軽減された。しかし手帳を持たない場合の軽減は無い。大幅に軽減された保育料に対しさらに補助金を交付すること、発達障害等で手帳を所持しない世帯だけを対象にするのはどうなのか、対象者が増加している状況で、現在の所得階層区分まで対象にできるのか、交付対象者、所得要件、交付額等、この補助金のあり方について審議願いたい。

【質疑応答】（要旨）

委員：28年度の交付実績の31人と14人について保育料の軽減があるのは14人か。

事務局：手帳を持つ人と持たない人の差が大きい。補助金は縮小が市の方向性になっているが、手帳を持つ人の保育料は大幅に軽減されているのだから、いっそのこと障害福祉課の補助金は廃止したらという考え方もある。14名は発達障害の人で手帳を持たない人であり、負担額に大きな差はあるが6分の1の補助金を出している。この補助金は残していきたいし、可能ならもう少し多く補助できればと思う気持ちもある。

委員：他市の状況はどうか。

事務局：調査していない。

委員：手帳を所持しない人は、あえて所持しないのか。発達障害では手帳を所持できないのか。

事務局：診断書の方はほとんどが発達障害である。親とすれば健診のとき他の子より少し遅れてるかなと言われ、まして2、3歳ならこれから皆と同じように健康になって欲しい気持ちがある。発達障害自体は医師から診断書を取れば、精神障害者保健福祉手帳の該当になるかと思われる。十数年前に精神障害者保健福祉手帳を所持する18歳未満の子は一人も無かった。精神障害は統合失調症等が主で成人になってから発症するのが多かった。この4月で見ると6歳まではゼロ人、12歳までの小学生が16人、18歳までの中高生が62人、精神障害者保健福祉手帳を所持している。

委員：収入が370万円の人は普通に保育料がかかることは分かったが、1,800円をなだらかにするのではなく、6分の1をどうするのかなのか。

事務局：表のように国の基準で市の保育料は決められる。補助金のあり方として幾つかあるが、1,800円に対する6分の1補助をどうするか、発達障害の場合をどうするか、保育料が軽減されるD3階層の一部までとするかどうか、現行のD4までを補助の対象としたとき、発達障害が増加している現状で補助金が増え続けるのはどうなのか、国の保育料の軽減の区分に合わせ発達障害の人に補助を続けるか等。

委員：（私の子は）3歳で手帳を取った。重度な子は入園前に診断していて、療育も受けている。その数を入れたら、すごい数になると思う。診断も医師によって該当したりしなかったりで違う結果になる。よく考えないとバランスの悪い結果になってしまう。かといって必ず手帳が取れるわけでもない。医師の診断があるからといって全て対象にしていかが答えが出ない。今、診断がすごく増えてきて医療機関も福祉事務所も足りない状況であり、基準を明らかにしないと保護者間でも曖昧なものになってしまう。他市の状況を知りたい。

事務局：一般の保育所に通っている子は周りの子とそれなりにで

	<p>きる気がするが、重度の子は一般の保育所には、なかなか行けない。線引きは難しいが収入の少ないところは援助したい気持ちなのでご意見をいただきたい。</p> <p>議 長：本会でも意見が出ていたが、市民の関心も高いと思うので実態を踏まえながらご検討いただきたい。</p> <p>委 員：本会での意見を聴くことはできるか。</p> <p>会 長：障害を持った子どもの保育についての質問が多かった。</p> <p>委 員：子どもの相談窓口を一体的に支援して欲しい。保育のこと、療育のこと、地域でのこと、発達支援センターのこと等。</p> <p>事務局：市では、子育て支援課に「こども相談室」を設けた。まずはこの相談室から、専門的な相談をする場所を案内する方法を取っている。障害福祉課は、保育所や学校から帰ってからの支援となり、どうしても縦割りの形でしか支援できないが、その垣根をなるべく取り払って努力していくというようなことが話された。</p> <p>委 員：合理的配慮も漠然としていて大学生ですら様々抱えている者が多い。学校でどんな合理的配慮をどのように考えたらいいのか大きな課題である。地域のなかでも合理的配慮や差別解消をどのように形にしていくか、あやふやで理解されていないことが多いと思う。先ほど計画策定で出た心のバリアフリー、インクルーシブ教育など、何か長野市のモデル事業的なものがあって、それを公開し、分かってもらえるようなことをしないと、なかなか浸透しない。具体的な情報を市民に発信して欲しい。先ほどの相談室の窓口にしても目立つように大きく案内して欲しいし、必要としている人に必要な情報が届いていない気がする。もったいないことと思う。</p> <p>委 員：北信教育事務所で5年程特別支援教育に関わってきたが、「合理的配慮実践事例集」、「複学籍」の導入についてまとめた物を3月に発行し、小中高、市町村教育委員会に配布した。今、PDF化を進めており、6月になれば県のホームページから印刷すれば手元に届くように進めている。問題はこのことが知られていないということである。</p> <p>委 員：当事者の立場に立った対応が窓口によってはできていない。たらいまわしにされたり、人前で状態を告げなくてはならないなど本人は追い詰められてしまう。(職員には)制度やサービスを知っていただき対応いただくようお願いしたい。</p> <p>委 員：市では、こども未来部で「はぐくまファイル」というものを作った。ゼロ歳から18歳まで、そのファイルを持っていけば誰にどんな相談をしたか、どんなサービスを受けてきたか分かるものが作られた。県も昨年、発達障害児支援のための情報共有ファイル「わたしの成長・発達手帳」を作成しダウンロードできる。これが当事者に知られているか、また利用されているかは分からない。縦割りでなく横に繋がって進めていただければ、困っている子どもや保護者が減ると思う。</p> <p>委 員：複学籍とは。</p> <p>委 員：養護学校等に主たる籍を置き、小学校にも学籍をおくというもの。差別解消法も施行され、障害の種別と程度で学びの場を決めるのではなく、保護者の願いとして、皆と育てたい気持ちを叶えるもの。どちらの名簿にも下駄箱にも名前が</p>
--	--

あり机もある。入学式も一緒にやる。集団が苦手な子どもには個別に配慮する。長野市では今年から新小学一年生、新中学一年生で始めた。同じ年の子どもたちの交流、共同学習ができる権利を認めるということ。問題は教師が不足しているということ。

委員：差別解消法ができ、障害者が自分の意思で参加できないことは社会の仕組みが悪いこととなった。この辺りを支援者の方々に理解していただきたい。まだまだ法の認知度が低く、法ができたことが逆に差別となってしまうようでは困る。行政の啓発は大事である。

議長：本日、審議していただく案件は、すべて終了した。
議事進行の協力に感謝する。進行を事務局へお返しする。

5 その他 進行：矢島障害福祉課長
・今年度は、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定、障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて審議いただくことにしている。計画案の途中で提供できる資料があれば申し上げることとし、本日を含め4回の会議を予定する。次回は10月を予定し、補助金の見直しについては事務局案を用意する予定である。開催時期の近くに案内する。

6 閉会